

明治橋貸切バス待機場整備事業

令和5年度

明治橋貸切バス待機場運営管理業務委託

制限付き一般競争入札

仕様書

令和5年（2023年）8月

那覇市 経済観光部 観光課

## 1 委託業務名

令和5年度 明治橋貸切バス待機場運営管理業務委託

## 2 目的

本業務は、明治橋貸切バス待機場内外の車両の交通誘導、休憩所内及び周辺の清掃、券売機などの管理業務を行うことにより、歩行者の安全確保、乗務員等の円滑な利用に寄与することを目的とするものである。

## 3 契約期間

令和5年8月1日から令和6年3月31日まで

## 4 対象施設及び業務概要

- (1) 施設名 明治橋貸切バス待機場及び乗務員休憩所
- (2) 所在地 那覇市通堂町1番
- (3) 面積 約3,300㎡（うち約100㎡は休憩所）
- (4) 駐車台数 26台
- (5) 開場時間 10時～20時 ※年中無休
- (6) 利用料金 1回の利用につき1,000円
- (7) 業務概要 明治橋貸切バス待機場内外の車両の交通誘導、券売機に関する業務、乗務員等が待機する休憩所の管理等を行う。

## 5 業務内容

### (1) 交通誘導・待機場内及び休憩所管理業務

次の指定された時間及び人員を配置し、待機場内外の交通誘導、待機場内及び休憩所の管理等を行う。

履行日	履行時間	必要人数	業務	業務内容
令和5年8月1日 ～ 令和6年3月31日	10時 ～ 20時	2人 以上	交通誘導 ・待機場 休憩所 管理業務	① 車両の誘導 ② 出入庫時の歩行者等への安全確保 ③ 待機場の開場及び閉場、開場準備 ④ 休憩所の開錠及び施錠、利用終了後の消灯等 ⑤ 待機場内及び休憩所の清掃

※本業務の遂行に支障がないように人員を配置すること。ただし、現場の状況や警察等の協議の結果により、急遽変更する場合がある。

(2) 待機場内及び休憩所清掃業務

- ① 待機場内及び休憩所内のゴミ・空き缶等の掃除
- ② 休憩所内の掃き掃除、拭き掃除、トイレ清掃及び備品の補充
- ③ 清掃等において収集された不用品及びゴミ等の処分

(3) 券売機に関する業務

- ① 券売機の操作説明に関する業務
- ② 券売機の利用料金回収及び集計業務

利用料金は、毎月2回（16日、月初日）委託者が指定する金融機関に振り込むこと。なお、指定する金融機関が休業日の際は、翌営業日に振り込むこと。ただし、利用状況によっては協議の上、変更することができる。

収納内訳書等は、毎月2回（16日、月初日）提出すること。祝祭日の場合はその翌日に提出すること。

また、毎月分の収納実績について、翌月10日までに受託収納実績書を提出すること。

- ③ 券売機のつり銭を含む消耗品の補給業務
- ④ 券売機の障害発生時の対応
- ⑤ 券売機内の現金にかかる管理業務

6 賠償責任

- (1) 受託者が故意又は重大な過失によって、委託者に損害を与えた場合は、受託者はその賠償について速やかに誠意をもって、委託者と交渉しなければならない。
- (2) 受託者は、損害賠償の責が明らかとなり賠償額が確定した後は、施設及び車両の損壊について現状復旧を、盗難については弁償を遅滞なく行わなければならない。

7 緊急時の対応

異常事態が発生したときは、速やかに警察、消防等へ通報するとともに委託者担当へ連絡しなければならない。

8 業務履行報告書の提出

受託者は、待機場に入庫する全てのバスについて、バス会社及び旅行形態、出入庫時間等を委託者が用意する業務履行報告書（以下、「報告書」という。）に基づいて記録する。

なお、記録した報告書は、翌月10日までに委託者へ提出しなければならない。

9 資機材・消耗品の費用負担

- (1) 懐中電灯等の業務に必要な備品、消耗品
- (2) 通信手段にかかる経費
- (3) その他本委託業務に付帯する経費

10 服装

- (1) 服装については、委託者と協議して決定すること。
- (2) 業務履行に要する服装の経費は、受託者の負担とする。

11 協議

その他、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じてその都度、委託者及び受託者の協議の上、決定する。